

## 【アメリカ】第2次大戦中の日本の強制労働に対する補償法案提出

\* 2008年6月10日に、ジェフ・ビンガマン上院議員が、第2次世界大戦中に日本政府や企業に強制労働をさせられた元軍人等に対して新たな補償を行う法案を提出した。類似の内容の法案は2007年4月に下院にも提出されている。

### 1 上院法案の提出

上院法案(S3107、注1)は提出と同日の6月10日、財務委員会に付託された。法案の提出者のビンガマン(Jeff Bingaman、民主党)上院議員は、ニューメキシコ州選出で、10年近く前から類似の法案を繰り返し提出してきた。法案の共同提出者は、オーリン・ハッチ上院議員(共和党)である。

ビンガマン議員は、法案提出の理由を上院本会議において次のように説明している(注2)。この法案は、第2次世界大戦中のアメリカ人の戦争捕虜に対して、その貢献や犠牲を褒賞して、国家として感謝の念を示すものである。これまでのアメリカ政府の補償は、その犠牲に比べて必ずしも十分なものではなかった。1948年・1952年戦争請求法(War Claims Act)に基づき、捕虜として拘束された日一日あたり、食べられなかった食事代として1ドル、強制労働の苦痛への代償として1.5ドルが支給されただけであった。補償の対象者への周知も十分ではなかった。加えて、訴訟を通じて日本政府や日本の企業に補償を求める試みも失敗し(注3)、今後生存者の存命中に成功する可能性も少ない。イギリスやカナダなどの旧連合軍の諸国と比較しても、アメリカの補償は十分なものとはいえなかった。生存者は次々と亡くなっているが、その存命中に、迅速な立法を望むものである。

### 2 上院法案の概要

法案は1条で、事実認定、目的、定義、必要とされる補償金の支払、他の支払との関係、課税・差押え禁止の各項で構成されている。補償の対象者は、第二次大戦中、日本軍の捕虜等となり、強制労働に従事した、軍人、民間人である合衆国の被雇用者等と、その遺族である配偶者で、捕虜として拘束された期間にかかわらず、新たに一括して2万ドルを支払い、その貢献を再認識することが、主要な内容となっている。

### 3 下院法案の概要

下院にも、類似の法案である「サミュエル・ムーディー・バターソン死の行進補償法案」(HR1570、注4)が、2007年3月19日ジョン・マイカ(John L. Mica、共和党)議員により提出された。現在の共同提出者は、シェリー・バークリー(民主党)、マイケル・ホンダ(民主党)、トム・ラザム(共和党)、エドワード・マーキー議員(民主党)の4名である。法案は、軍事委員会に付託されたのみで、審議は行われていない。

下院法案では、補償の対象をバターン半島等で日本軍の捕虜となりバターン死の行進を生存した軍人とその遺族に限定し、補償額は捕虜となった期間に対して日額 4 ドルに利息として年 3%を加えた額としている。

マイカ議員は、これまで一貫して退役軍人問題に取り組んできた。共同提出者のマイケル・ホンダ議員は、いわゆる従軍慰安婦決議の提出者である。

#### 4 前議会までの法案審議の経緯

今回提出された法案と同趣旨の法案は、最近 10 年間だけを見ても、連邦議会両院に繰り返し提出されてきた。

下院法案と同名の法案は、106 議会(1999-2000 年)、107 議会(2001-02 年)、108 議会(2003-04 年)、109 議会(2005-06 年)に提出されている。提出者はマイカ議員で、いずれの法案も委員会に付託されたのみで、実質的な審査は行われていない。

上院においては、1999 年 10 月に、ビンガマン議員が、今年提出された法案とほぼ同内容の法案(S1806)を提出している。2001 年にもほぼ同内容の法案(S1302)が提出された。2006 年にはハッチ議員から、類似の法案(S3811)が提出された。いずれの法案も、委員会に付託されたのみで、実質的な審議はされなかった。なお、下院にも、同内容の下院法案が繰り返し提出されている。

また、法案ではないが、この問題に関して連邦政府に対応を促したり、元兵士に感謝の気持ちを表す決議等も繰り返し提出されている。この中で、ハッチ議員が 2000 年に提出し、ビンガマン議員が共同提出者となった両院一致決議(S.Con.Res158)は、両院を通過した。

過去 10 年にわたって同内容の法案が繰り返し提出され、実質的な審議が行われなかった法案審議の経緯から、今回提出された法案についても、今後両院で実質的な審議が行われる可能性は低いと考えられる。

注(インターネット情報はすべて 2008 年 6 月 19 日現在である。)

(1)法案の原文は、S3107.

<[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110\\_cong\\_bills&docid=f:s3107is.txt.pdf](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_bills&docid=f:s3107is.txt.pdf)>

(2)*Congressional Record*, June 10, 2008, S5449-S5450.

<[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getpage.cgi?dbname=2008\\_record&page=S5449&position=all](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getpage.cgi?dbname=2008_record&page=S5449&position=all)>

(3) 訴訟の事例として、レスター・テニーアリゾナ州立大学名誉教授が、1999 年に三井鉱山等に補償や謝罪を求めて提訴したが、2003 年の連邦最高裁判決で、訴えは却下された。

(4)法案の原文は、HR1570.

<[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110\\_cong\\_bills&docid=f:h1570ih.txt.pdf](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_bills&docid=f:h1570ih.txt.pdf)>

#### 参考文献

・“Bingaman Bill Seeks to Compensates Bataan Death March Survivors” Jeff Bingaman HP.

<<http://bingaman.senate.gov/news/record.cfm?id=298978>>

(廣瀬 淳子・海外立法情報調査室)

## 法案の訳文

第 110 回議会第 2 会期

S.3107

### 法案

第 2 次世界大戦中に日本帝国政府若しくは日本の企業によって奴隷労働を強制された、軍隊の構成員及び合衆国の民間人被雇用者、又はその構成員の生存する配偶者に対する補償金の支払を要求するために。及びその他の目的のために。

### 第 1 条 第 2 次世界大戦中に日本によって捕らえられ、奴隷労働を強制された軍隊の構成員及び合衆国の民間人被雇用者に対する補償金の支払

(a) 事実認定 — 議会は以下の事実認定を行う：

- (1) 第 2 次世界大戦中、合衆国の軍隊の構成員は太平洋において日本軍と果敢に戦った。特に、1941 年 12 月から 1942 年 5 月までの期間、ウェーク島、グアム、バターン半島やコレヒドール島を含むフィリピン島及びオランダ領東インドにおいて、合衆国の軍隊の構成員は圧倒的な日本軍に対して勇敢に戦った。その結果、日本が第 2 次世界大戦中に太平洋での先制的な軍事勝利を得るために必要とされた戦略目的の達成を阻止した。
- (2) フィリピンにおける初期の軍事行動の間、合衆国の軍隊の構成員は、1942 年 4 月 9 日に降伏を命じられ、キャンプ・オドンネル、カバナツアン及びビリビッドの捕虜収容所まで 65 マイルの行進をさせられた。1 万人以上の合衆国人民がこの行進（「バターン死の行進」として知られる）とそれに続く収容中に飢餓、疾病、死刑執行の結果、死亡した。
- (3) 1942 年 1 月初め、日本軍は合衆国の捕虜を日本の産業を支えるための奴隷労働をさせようとして、日本、台湾、満州及び朝鮮に輸送し始めた。囚人が輸送された無標識の商船（「ヘルシップ(地獄船)」として知られる）の多くは合衆国軍に攻撃され、ある推計によれば、3,600 人以上の合衆国人民が殺害された。
- (4) 第 2 次世界大戦の終結後、合衆国政府は、合衆国の元捕虜に対して収容 1 日あたり 2 ドル 50 セントの補償金を支払うことを認めた。この補償は、合衆国政府によって凍結された日本の資産から支払われたが、そのような元捕虜が耐えてきた状況を完全に補償するには全く不十分である。日本政府及びいかなる日本の企業も、補償金の支払いを必要とする責務を認めていない。
- (5) カナダ、イギリス、マン島、ノルウェー、オランダ、ニュージーランド及びオーストラリアを含む他の諸国は、そのような補償を、第 2 次世界大戦中に日本人によって捕らえられ、かつ奴隷労働を行うことを余儀なくされた、生存している自国の退役軍人に既に与えてきた。現在では、合衆国は、同種の補償を、日本の捕虜であった第 2 次世界大戦のこれら顕著な英雄達に与えていない唯一の西側連

合国である。

(b) **目的** — この条の規定の目的は、補償金の支給によって、第2次世界大戦中日本軍によって捕らえられ、かつ第2次世界大戦中、日本帝国政府により又は日本の企業により奴隷労働を行うことを余儀なくされることによって人権を否定された、軍隊の構成員及び合衆国の民間人被雇用者の英雄的貢献を再認識することである。

(c) **定義** — この条の規定においては、

(1) 該当する退役軍人又は民間抑留者—「該当する退役軍人又は民間人抑留者」との用語は、次の(A)から(E)のいずれにも当てはまる者をいう。

(A) 合衆国市民である。

(B) 第2次世界大戦中、軍隊の構成員、合衆国の民間人被雇用者又は合衆国の請負業者の被雇用者であった。

(C) 第2次世界大戦中軍隊に、又はそれとともに勤務した。

(D) 上記にいう勤務のうち日本によって捕らえられ、かつ捕虜又は囚人として拘留された。

(E) 日本帝国政府又は日本の企業により、第2次世界大戦中奴隷労働を行うことを余儀なくされた。

(2) 奴隷労働—「奴隷労働」との用語は、従属の状態の下での強制された苦役をいう。

(d) **必要とされる補償金の支払**

(1) 通常一議会が認める予算額に従い、国防長官は、現存している該当する退役軍人若しくは民間人抑留者又は該当する退役軍人若しくは民間人抑留者の生存する配偶者それぞれに対し、20,000ドルの額の補償金を支払うものとする。

(2) 推定—申請が書面上、ある者が該当する退役軍人又は民間人抑留者であると認めさせるに十分な情報を提供している場合は、この条の規定に基づき該当する退役軍人又は民間人抑留者としての取扱いを求める者により又はその者に関してこの条の規定に基づき補償金を求めて提出される申請は、その者は該当する退役軍人又は民間人抑留者であるとの推定を受ける。

(e) 他の支払との関係—(c)(1)(D)で規定する行為に対してこの条の規定に基づきある者に支払われるいかなる額も、他のいかなる法律の規定に基づきその行為に対してその者に支払われるその他のいかなる額にも加算される。

(f) 課税又は差押えはできないこと—この条の規定に基づきある者に支払われたいかなる額も、いかなる課税、差押え、強制執行、押収、税法上の担保又はいかなる手続きであれそれに基づく留置に服することはないものとする。

(松尾 和成・海外立法情報調査室)

(高木 綾・海外立法情報課)